

学内人第91号
令和6年10月10日

教職員各位

学長
(公印省略)

令和6年度早期退職募集の実施について（通知）

標記のことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。
なお、詳細については別添の募集実施要項によりご確認ください。

記

1. 募集の対象：別添募集実施要項のとおり
2. 募集人数：10名
3. 募集期間：令和6年11月1日（金）～令和6年12月20日（金）
4. 退職すべき期日：令和7年3月31日
5. 退職手当額：本制度により退職した場合、自己都合退職と比して退職手当額が増額となる（詳細については別添募集実施要項のとおり）。

※退職手当額の計算方法については、給与係 HP をご確認ください。

[\(給与係 HP「退職手当」について\)](#)

以上

担 当 総務部人事企画課任用係 伊佐、嘉数 内線：8023 E-mail：jnninyo@acs.u-ryukyu.ac.jp

令和6年度早期退職募集実施要項

令和6年10月10日
国立大学法人琉球大学長

今般、組織の活性化及び職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国立大学法人琉球大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第10条の3第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

本学に勤務する者のうち国立大学法人琉球大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）の適用を受ける職員（附属学校教員は除く）で、令和7年3月31日時点で勤続年数が20年以上かつ45歳から59歳まで（大学教員の場合は50歳から64歳まで）の者（注1）

2. 募集人数

10名

※募集人数を超える応募があった場合は、選考によるものとし、その場合の選考方法は次によるものとする。

- ① 令和7年3月31日時点の年齢が定年年齢により近い者
- ② 勤続年数のより長い者

3. 募集の期間

令和6年11月1日（金）～令和6年12月20日（金）

4. 退職すべき期日

令和7年3月31日

5. 退職手当額

本制度により退職した場合、退職手当額（基本額+調整額）に係る基本額（退職日の本給月額×支給率）を計算する際に、退職日の本給月額が割増し（※1）され（ただし、大学教員で定年前6月以内に退職する者（※2）を除く）、なおかつ定年退職と同等の支給率が適用されることから、自己都合退職と比して退職手当額が増額となる（退職手当規程第5条の3参照）。

※1 割増率は定年前1年当たり3%（大学教員のうち64歳で退職する場合は2%）（別添資料1参照）。

※2 昭和35年9月30日以前に生まれた者が該当。

6. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付担当宛に電子メールにて提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 令和7年1月末日までに通知する予定

- ※ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- ※ 認定通知の交付後に懲戒処分を受ける等の事実が生じた場合、認定は失効する(詳細については(注3)のとおり)。
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出する(退職すべき期日が到来するまでの間に限る)。

7. 本件に関する問い合わせ先
総務部人事企画課任用係 担当(伊佐、嘉数)
Tel: 098-895-8023(内線8023)
Email: jnninyo@acs.u-ryukyu.ac.jp

(注1) 次の(1)から(3)までのいずれにも該当しない職員は応募をすることができる。

- (1) 臨時的に雇用される職員及び任期を定めて雇用される者
- (2) 令和7年3月31日までに定年に達する者
- (3) 就業規則第55条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。)を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

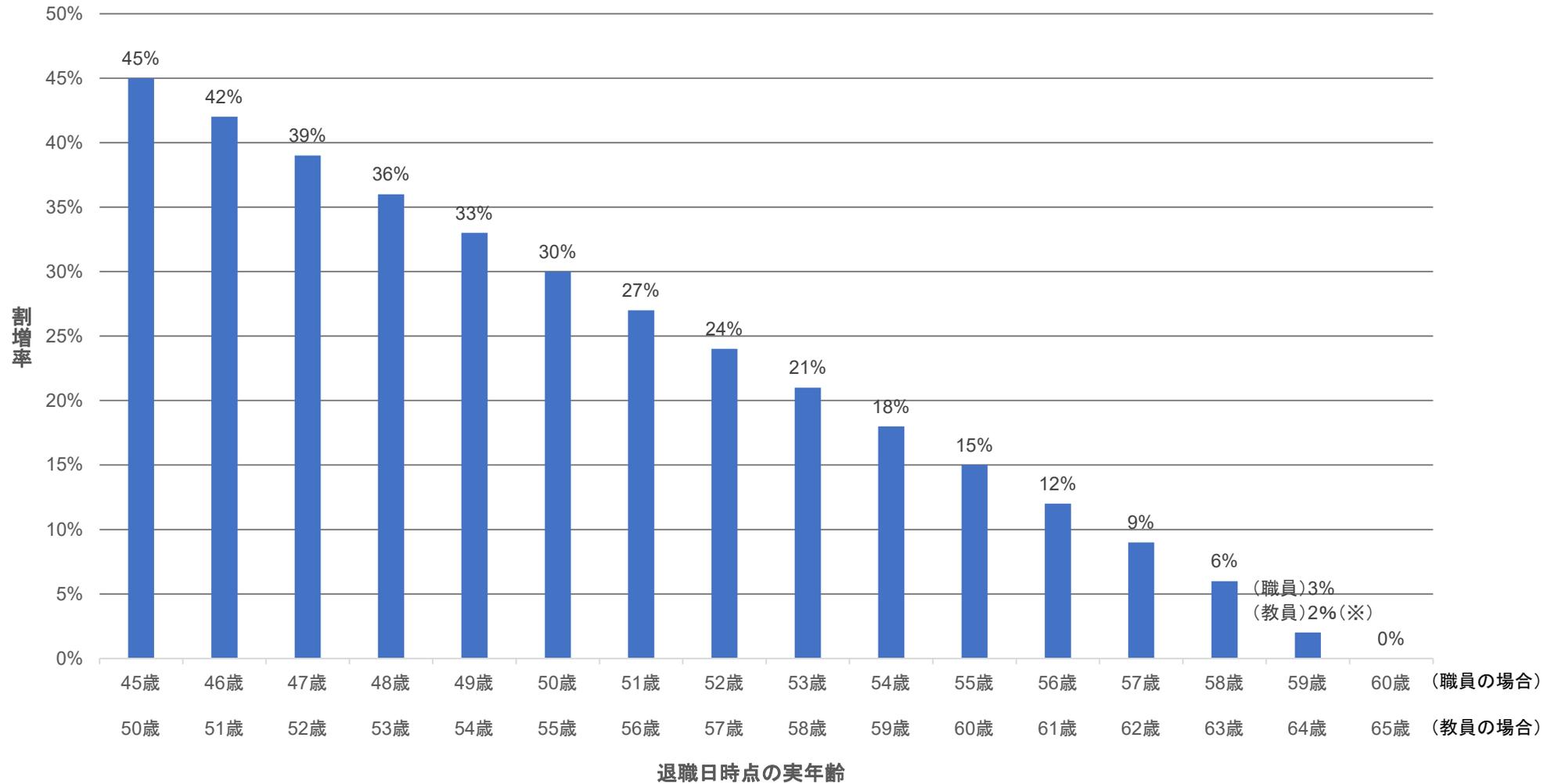
(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、就業規則第55条の規定による懲戒処分(注1(3)において除かれる処分を除く)を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが本学の信用を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが本学業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(注3) 認定を受けた応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、認定はその効力を失う。

- (1) 退職手当規程第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき(懲戒解雇処分を受けて退職した場合、禁固以上の刑に処せられ解雇された場合等)。
- (2) 退職手当規程第19条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは退職手当規程第10条の3第7項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき((2)に掲げるときを除く。))。
- (4) 就業規則第55条の規定による懲戒処分(懲戒解雇及び注1(3)において除かれる処分を除く)を受けたとき。
- (5) 退職手当規程第10条の3第3項の規定により応募を取り下げたとき。

早期退職制度による割増率



※定年前6月以内に退職する場合は対象外